第三章第十五節の節名を次のように改める。

第十五節　連結法人である認定農地所有適格法人等の課税の特例

第三十九条の九十六第五項の表第百三十五条第二項の項中「。）」を削り、同条第七項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改め、同表第二十九条第二項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第三十九条の九十七第十八項の表第百三十五条第二項の項中「。）」を削り、同条第十九項の表第十五条第一項の項及び第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改め、同表第二十九条第二項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第三十九条の百第十二項を削り、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、法第六十八条の七十二第五項の規定の適用を受けようとする場合には、当該連結親法人は同項に規定する適格分割等の日以後二月以内に財務省令で定める書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8　法第六十八条の七十二第八項に規定する政令で定める規定は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第四十五条の規定とする。

第三十九条の百六第二十一項第三号中「同項の施設建築物」を「法第六十五条第一項第四号の施設建築物」に、「若しくは同項の建築施設の部分の」を「（都市再開発法第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権若しくは同号に規定する」に、「同条第八項」を「法第六十八条の七十二第八項」に、「同項の防災施設建築物」を「法第六十五条第一項第五号の防災施設建築物」に、「若しくは個別利用区」を「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区」に改め、同項第四号中「同項各号」を「法第六十五条第一項各号」に、「同条第七項」を「法第六十八条の七十二第七項」に、「同項の施設建築物」を「法第六十五条第一項第四号の施設建築物」に、「若しくは同項の建築施設の部分の」を「（都市再開発法第百十条第一項又は第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは同号に規定する」に、「同条第八項」を「法第六十八条の七十二第八項」に、「同項の防災施設建築物」を「法第六十五条第一項第五号の防災施設建築物」に、「又は同条第九項」を「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）又は法第六十八条の七十二第九項」に改める。

第三十九条の百十二第七項第一号中「第九項まで及び第十一項」を「第十一項まで及び第十三項」に改め、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十六項」に、「同条第一項」を「、同条第一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六十八条の八十八第九項」を「第六十八条の八十八第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六十八条の八十八第八項第二号」を「第六十八条の八十八第十一項第二号」に改め、同項第一号中「第六十八条の八十八第六項」を「第六十八条の八十八第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六十八条の八十八第六項第一号」を「第六十八条の八十八第八項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　法第六十八条の八十八第七項に規定する前連結事業年度等がない場合その他の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第六十八条の八十八第七項の連結法人の前連結事業年度等（同項に規定する前連結事業年度等をいう。次項において同じ。）がない場合

二　法第六十八条の八十八第七項の一の国外関連者が同項の連結法人の当該連結事業年度において当該連結法人に係る国外関連者に該当することとなつた場合（前号に掲げる場合を除く。）

11　法第六十八条の八十八第七項に規定する国外関連取引がない場合として政令で定める場合は、同項の連結法人の前連結事業年度等において当該連結法人に係る一の国外関連者との間で行つた国外関連取引がない場合（前項各号に掲げる場合に該当することにより前連結事業年度等において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引がない場合を除く。）とする。

第三十九条の百十二の二第一項第一号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改め、同項第三号中「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改める。

第三十九条の百十三の二第一項中「第六十八条の六十三の二第一項及び第五項」を「第六十八条の六十三の二第一項」に、「の規定を」を「並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定を」に改める。

第三十九条の百七第一項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項第一号中「第七項第四号」を「第九項第四号」に改め、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項第三号中「第八項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第八項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　特定外国子会社等（第十項第五号に掲げる事業を主たる事業とするものに限る。以下この項において同じ。）が特定保険協議者に該当する場合における第十項及び第十一項の規定の適用については、同号及び同項に規定する関連者には、当該特定外国子会社等に係る特定保険外国子会社等を含まないものとする。

第三十九条の百十七第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項第一号中「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「第四項及び第五項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　法第六十八条の九十第三項に規定する事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合は、同条第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等（一の連結法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等で保険業法第二百十九条第一項に規定する引受社員に該当するものに限る。以下この項、次項及び第十三項において「特定保険外国子会社等」という。）に係る特定保険協議者（特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者として財務省令で定めるもので次に掲げる要件を満たすものをいう。次項及び第十三項において同じ。）がその本店所在地国においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している場合とする。

一　当該一の連結法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等に該当すること。

二　当該特定保険外国子会社等の本店所在地国と同一の国又は地域に本店又は主たる事務所が所在すること。